

議案第8号

令和6年度戸田ボートレース企業団モーターボート競走事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度戸田ボートレース企業団モーターボート競走事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間開催日数	99	日
(2) 1日平均舟券売上金額	550,000	千円
(3) 1日平均入場者数(有料入場者数)	2,600	人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 競走事業収益		58,882,699	千円
第1項 営業収益		58,824,372	千円
第2項 営業外収益		58,326	千円
第3項 特別利益		1	千円

	支	出	
第1款 競走事業費用		55,371,730	千円
第1項 営業費用		55,231,607	千円
第2項 営業外費用		90,122	千円
第3項 特別損失		1	千円
第4項 予備費		50,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,769,582千円は、建設改良積立金で補填するものとする。)

	収	入	
第1款 資本的収入		1	千円
第1項 建設改良負担金		1	千円

支 出

第1款 資本的支出	1,769,583 千円
第1項 建設改良費	1,769,583 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
ボート・モーター購入費	令和6年度～ 令和7年度	90,000千円
清掃委託費	令和6年度～ 令和7年度	200,000千円
警備委託費	令和6年度～ 令和7年度	250,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における営業費用、営業外費用及び特別損失間の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |           |            |
|-----------|------------|
| (1) 職員給与費 | 384,211 千円 |
| (2) 交際費   | 840 千円     |

令和6年2月13日提出

戸田ボートレース企業団企業長戸田市長 菅原文仁